

開成水辺スポーツ公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに交付する。

令和6年9月6日

開成町長 山 神 裕

開成町条例第21号

開成水辺スポーツ公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

開成水辺スポーツ公園の設置及び管理に関する条例（平成21年開成町条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の改正前の表に掲げる別表を改正後の表に掲げる別表に下線で示すように改正する。

改正後		
別表（第18条関係）		
利用料金		
施設区分	利用単位	上限額
パークゴルフ場	9ホールにつき	1人 <u>200円</u>
野球場	<u>1時間</u>	<u>4,000円</u>
少年野球場兼ソフトボール場	<u>1時間</u>	<u>4,000円</u>
サッカー場	<u>1時間</u>	<u>6,000円</u>
管理センター <u>研修室</u>	<u>1時間</u>	<u>1,000円</u>

改正前		
別表（第18条関係）		
利用料金		
施設区分	利用単位	上限額
パークゴルフ場	9ホールにつき	1人 <u>110円</u>
野球場	<u>2時間</u>	<u>2,100円</u>
少年野球場兼ソフトボール場	<u>2時間</u>	<u>2,100円</u>
サッカー場	<u>2時間</u>	<u>2,100円</u>
管理センター_____	_____	<u>無料</u>

附 則
(施行期日)

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の開成水辺スポーツ公園の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金について適用し、施行の日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。